

改正

平成22年6月1日

平成26年7月30日改正第67号

平成27年3月25日改正第38号

平成27年9月30日改正第86号

平成29年1月11日改正第11号

平成29年3月22日改正第67号

東北学院大学「授業改善のための学生アンケート」実施委員会規程

(設置)

第1条 東北学院大学点検・評価に関する規程（平成17年4月1日制定第11号）第8条の規定に基づき、東北学院大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）の下に、東北学院大学「授業改善のための学生アンケート」実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、東北学院大学における教育方法の改善に資するため、「授業改善のための学生アンケート」（以下「アンケート」という。）を実施し、その結果を活用することを目的とする。

(審議・検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議・検討し、その実施に当たる。

- (1) アンケートに関する基本方針に関すること。
- (2) アンケートの実施に関すること。
- (3) アンケートデータの集約及び分析及びその結果の関係機関への提供に関すること。
- (4) アンケート結果に関する報告書の作成及び情報公開に関すること。
- (5) アンケート結果に基づく授業改善の勧告及び意見に関すること。
- (6) その他アンケート実施とその結果の活用に必要なこと。

2 委員会は、その活動を年度ごとに点検・評価委員会に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学務担当副学長及び点検・評価担当副学長
- (2) 各学科から1名ずつの教員

(3) 学務部長

2 委員会には、次に掲げる事務職員を陪席させるものとする。

(1) 学務部教務課長

(2) 学務部学事課長

(3) 学長室学長室事務課長

(4) 情報システム部情報システム課長

(5) 前各号の陪席者の業務遂行を補佐する事務職員 若干名

3 委員会は、必要に応じて前2項に定める以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、必要に応じて小委員会又は作業部会を設けることができる。

(役職)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、点検・評価担当副学長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は委員会の活動を統括し、副委員長は委員長を助ける。

(開催及び定足数)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長が議長となる。

2 委員長は、委員総数の3分の1以上の委員から要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。

3 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員の任期)

第7条 第4条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部学事課において処理する。

2 大学外の評価機関による評価が行われる場合には、学務部学事課と学長室学長室事務課が連携協力し、対応するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、点検・評価委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が

行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月1日)

この規程は、平成22(2010)年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月30日改正第67号)

この規程は、平成26年7月30日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月25日改正第38号)

この規程は、平成27年3月25日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則 (平成27年9月30日改正第86号)

この規程は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成29年1月11日改正第11号)

この規程は、平成29年1月11日から施行する。

附 則 (平成29年3月22日改正第67号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。